

中央ろうきん友の会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「中央ろうきん友の会」という。

(会則の性格)

第2条 本会則は、本部・地区本部・支部全てに係る統一会則とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を深め、会員の社会的・経済的地位の安定と向上をはかり、併せて地域における会員自主福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、「中央ろうきん友の会」の会員をもって構成する。

(事務所の所在地)

第5条 本会の本部事務所は、東京都に置く。

(活 動)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1)会員の親睦交流を深めるための諸活動
- (2)会員の文化・教養を高め、健康を増進するための諸活動
- (3)年金受取口座の結集をはじめとする中央労働金庫の利用促進
- (4)友の会組織の強化と会員拡大の取り組み
- (5)その他、本会の目的を達成するために必要な諸活動

(個人情報保護の遵守)

第7条 本会は、個人情報保護法に基づき、個別会員の個人情報の保護を最大限遵守することに努める。
2. 個別会員の個人情報の保護は、個人情報取扱規則で別に定める。
3. 本会が開示するホームページにおける個人会員の個人情報の保護は、ホームページ運営規則で別に定める。

第2章 会 員

(会員種別・会員資格)

第8条 会員は、原則中央労働金庫の事業エリアに在住または在勤する者とし、会員の種別および資格は、以下の通りとする。

- (1)正会員
 - ①公的年金・企業年金の受取口座を中央労働金庫に指定している者
 - ②定期性預金を中央労働金庫に100万円以上預金している者
 - ③本会が特別に認めた者

原則として1年内に①②いずれかの会員資格を取得することができる者
- (2)利用会員
正会員の基準を満たさないが中央労働金庫との取引を行っている者(予定者を含む)

(会員の権利)

第9条 第8条の会員における議決権および第27条に定める喜寿祝金の受給資格は、次のとおりとする。
(1)正会員は、支部総会の議決権および喜寿祝金の受給資格を有する。
(2)利用会員は、前項の議決権および喜寿祝金の受給資格を有しないものとする。但し、本会の運営に関し、本会に対して隨時意見書を提出することができる。

(入会および脱退)

第10条 第8条の会員資格を備えた者は、加入申込書を提出し、会の承諾を得ることにより会員となり、会員

名簿に登録する。

2. 本会の脱退は、以下の通りとする。

(1)任意脱退

会員は、自由に脱退することができる。この任意脱退には、会員の死亡脱退を含む。

(2)自動脱退

会員が以下のいずれかに該当した場合は、自動脱退とする。

①中央労働金庫との取引を全て終了したとき

②正会員が第8条に定める会員資格をなくしたとき。
但し、本人の申出および会の承諾がある場合は、会員資格を継続することができる。

(3)除名

①会員の除名は、正当な事由があるときに限り、本部総会の決議によって行うことができる。この場合において、会は当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ当会において弁明する機会を与えなければならない。

②除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(加入・脱退の手続)

第11条 会員の加入・脱退に係わる手続き運用は、加入・脱退運営規則で別に定める。

(会 費)

第12条 入会金・会費等は、無料とし、行事の経費は、必要に応じてその都度徴収する。

第3章 組 織

(各級組織の構成)

第13条 本会は、本部組織・地区本部組織・支部組織(以下「各級組織」という)で構成する。
2. 地区本部組織の地区は、茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨の1都7県ごとに組織する。
3. 支部組織の支部は、別紙のとおり、2. の1都7県内の任意の地域ごとに組織する。

(各級組織の役割と権限)

第14条 各級組織の役割と権限は、以下の通りとする。

(1)本部組織

- ①本会の活動計画および活動予算に関すること
- ②友の会の利用配当の受取りおよび本部予算の策定と、地区本部・支部への配賦基準および配賦額の決定に関すること
- ③会員登録と名簿管理に関すること
- ④喜寿祝金の申請に関すること
- ⑤本会の会員への情報提供等に関すること
- ⑥本会の全体運営に関すること

(2)地区本部組織

- ①地区本部の活動計画・予算計画に関すること
- ②地区内支部の活動における情報交換に関すること
- ③本会の地区運営に関すること

(3)支部組織

- ①支部の活動計画・予算計画に関すること
- ②本会の支部運営に関すること
- ③支部の独自運用事項は、支部の権限範囲内で定めた支部ごとの運用規則によること

第4章 機関および役職員

(本部事務局の設置および職員の配置)

第15条 前条(1)の本部組織の機能発揮を目的に本部に事務局を設置し、職員を配置する。
2. 本部事務局の運営は、本部事務局運営規則で別に定める。

3. 事務局職員の就業は、本部事務局職員就業規則で別に定める。

(各級組織の機関)

第16条 本会は、各級組織(以下、各級組織のそれぞれを本部・地区本部・支部という)に次の機関を置く。

(1) 本部

- ① 本部総会 本会の最高決議機関で、年1回(9月基準)開催する。
特別な事情により本部総会の開催が困難な場合は、本部役員会がこれに代わることができるとする。
- ② 本部役員会 本部総会に次ぐ決議機関で、必要に応じて開催する。

(2) 地区本部

- ① 地区本部総会 地区における最高決議機関で、年1回(9月基準)開催する。
特別な事情により地区本部総会の開催が困難な場合は、地区本部役員会がこれに代わることができるとする。
- ② 地区本部役員会 地区本部総会に次ぐ決議機関で、必要に応じて開催する。

(3) 支部

- ① 支部総会 支部における最高決議機関で、年1回(9月基準)開催する。
特別な事情により支部総会の開催が困難な場合は、支部役員会がこれに代わることができるとする。
- ② 支部役員会 支部総会に次ぐ決議機関で、必要に応じて開催する。

2. 臨時総会

各級組織において、緊急事項・重要事項の決定が生じた場合は、臨時総会を開催することができる。

(各級総会・役員会の構成)

第17条 各級総会・役員会の構成は、以下のとおりとする。

(1) 代表役員制度

- 本会の本部・地区本部の円滑な運営をはかるため、各支部および各地区本部が選出する代表役員により本部と地区本部の総会を構成する。
- ① 各地区本部・支部が選出する代表役員数は、次項の(2)(3)のとおりとする。
 - ② 代表役員が当該する会議に出席する都度、日当1,000円および交通費実費を支給する。
 - ③ 代表役員が議長に選出された場合および各級総会に出席できない場合にそなえ、各地区および支部毎に、補充代表役員を1名選出する。

(2) 本部

- ① 本部総会 下表の定員数に基づき地区的代表役員14名で構成する。但し、議長を除く定員とする。(名)

地区	代表役員数	地区	代表役員数
茨城	2	千葉	2
栃木	1	東京	3
群馬	1	神奈川	2
埼玉	2	山梨	1

② 本部役員会

- ① 本部役員会の構成は、各地区本部1名ずつの8名とし、本部総会において、各地区本部選出の代表役員から選出する。
- ② 本部役員会における役職は、会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計監査委員2名、委員2名とし、本部役員選考委員の議を経て、本部総会において選出する。
- ③ 本部役員の選出・選考は、本部役員選考委員会規則で別に定める。

(3) 地区本部

① 地区本部総会 各地区ごとに支部の代表役員で構成する。各地区本部の定数は、下表のとおりとする。但し、議長を除く各地区ごとの定数とする。(名)

地区	代表役員数	地区	代表役員数
茨城	22	千葉	15
栃木	9	東京	31
群馬	13	神奈川	22
埼玉	17	山梨	6

② 地区本部役員会 各地区ごとに会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計監査委員2名以内、委員若干名(任意)とし、各地区的地区本部総会において各支部選出の代表役員から選出する。

(4) 支部

- ① 支部総会 各支部ごとに支部の正会員で構成する。
- ② 支部役員会 各支部ごとに会長1名、副会長2名以内、事務局長1名、その他委員若干名、会計監査委員2名以内とし、各支部ごとの支部総会において正会員から選出する。

(各級総会の議事)

第18条 各級組織の総会は、次の事項を議決する。

(1) 本部

- ① 本会の活動計画および活動報告
- ② 本部役員の選出
- ③ 本会則の改廃
- ④ 本部運用細則の改廃
- ⑤ 本会ならびに本部予算および決算の承認
- ⑥ 地区本部および支部の予算配賦基準の決定
- ⑦ その他、本会ならびに本部の運営に関する事項

(2) 地区本部

- ① 地区本部の活動計画および活動報告
- ② 地区本部役員ならびに本部総会を構成する代表役員の選出
- ③ 地区本部の予算および決算の承認
- ④ その他、地区的運営に関する事項

(3) 支部

- ① 支部の活動計画および活動報告
- ② 支部役員ならびに地区本部総会を構成する代表役員の選出
- ③ 支部運用細則の改廃
- ④ 支部の予算および決算の承認
- ⑤ その他、支部の運営に関する事項

2. 各級組織は、その組織内における事項につき、各々権限を有することとする。

(各級役員会の議事)

第19条 各級組織の役員会は次の事項を議決する。

- (1) 各級組織の総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 各級組織の総会に付議すべき事項
- (3) その他、日常的事項の執行および処理に関する事項

(議決)

第20条 第16条に定める各級総会の議決において、議長は議決権を有さず、議決は、出席構成員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 各級組織の役員は、各級組織の総会において議決権を有する。

(各級組織の役員の任務)

第21条 各級組織における各役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 本部役員

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに本部総会・役員会の議長の任にあたる。

- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、任務を代行する。
- ③事務局長は、会長、副会長を補佐し、会務の全般(会計を含む)の任にあたる。
- ④会計監査委員は、本会の会計ならびに財産の管理状況について監査し、本部総会に報告する。

(2)地区本部役員

- ①会長は、地区本部を代表し、地区本部業務を統括するとともに地区本部総会・役員会の議長の任にあたる。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、任務を代行する。
- ③事務局長は、会長、副会長を補佐し、地区本部業務の全般(会計を含む)の任にあたる。
- ④会計監査委員は、地区本部会計ならびに財産の管理状況について監査し、地区本部総会に報告する。

(3)支部役員

- ①会長は、支部を代表し、支部業務を統括するとともに支部総会・役員会の議長の任にあたる。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、任務を代行する。
- ③事務局長は、会長、副会長を補佐し、支部業務の全般(会計を含む)の任にあたる。
- ④委員は、支部活動計画に基づく業務の執行の任にあたる。
- ⑤会計監査委員は、支部会計ならびに財産の管理状況について監査し、支部総会に報告する。

(4)代表役員

- ①地区本部代表役員
地区本部の総意をふまえ、本部総会に出席のうえ、本部総会の審議に参加する。
- ②支部代表役員
支部の総意をふまえ、地区本部総会に出席のうえ、地区本部総会の審議に参加する。

(各級組織の役員の任期)

- 第22条** 役員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は、代わりの役員を補充することができ、その任期は前任者の残余期間とする。

第5章 会 計

(会計年度)

- 第23条** 本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(経 費)

- 第24条** 本会の経費は、次の収入をもって、これに充てる。
(1)利子、配当金
(2)寄付金
(3)その他

(会計処理)

- 第25条** 本会の会計処理は、会計規則で別に定める。

(会計監査)

- 第26条** 本会の会計監査は、会計監査規則で別に定める。

第6章 喜寿祝金制度

(喜寿祝金)

- 第27条** 本会は、会員のための喜寿祝金制度を設ける。
2. 喜寿祝金制度の受給資格については、第9条に定める。
3. 喜寿祝金の事務手続きは、喜寿祝金制度規則で別に定める。

第7章 付 則

(中央労働金庫との業務委託契約)

- 第28条** 本会の会員の中央労働金庫との取引状況および加入・脱退の把握、情報提供等は、中央労働金庫との業務委託契約により行う。

(経過措置)

- 第29条** 2010年度における中央ろうきん友の会支部の活動・予算年度は、会則の定めにかかわらず、初年度に限り2010年3月1日から2011年6月30日までとする。

2. 2010年3月から6月までの支部会計処理は中央ろうきんの助成金を延長して行うものとする。

(会則の施行と改定)

- 第30条** 本会則は、2010年3月1日より施行する。

- 本会則は、2010年10月5日一部改正(第2条第2項削除、第7条全文挿入、第9条第1項、第11条第1項(1)(2)、第14条第1項(3)③全文挿入、第15条第2項および第3項全文挿入、第17条第1項(2)③全文挿入、第25条全文挿入、第26条全文挿入、第6章起草、第27条全文挿入、第7章削除、第28~29条削除)。

2. 本会則は、2012年10月11日一部改正
(第17条第1項(2)~②全文挿入)

3. 本会則は、2015年6月23日一部改正(第9条1項および(1)、(2)、第14条(1)②、6章、第27条1項、2項、3項)

4. 本会則は、2015年10月2日一部改正(第22条第1項)

5. 本会則は、2016年10月7日一部改正(第17条(3)①)

6. 本会則は、2017年10月6日一部改正(第17条第1項(3)②)

7. 本会則は、2020年7月29日一部改正(第16条(1)①、(2)①、(3)①)